

○岡山市公園条例

昭和35年4月1日
市条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法(昭和31年法律第79号。以下「法」という。)及び法に基づく命令に定めるもののほか、本市が設置する公園の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(種類、定義、名称及び所在地)

第2条 本市が設置する都市公園(法第2条第1項に規定する都市公園をいう。以下第19条を除き「公園」という。)の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、その定義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 街区公園 主として街区内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園をいう。
- (2) 近隣公園 主として近隣に居住する市民の利用に供することを目的とする公園をいう。
- (3) 地区公園 主として徒歩圏域内に居住する市民の利用に供することを目的とする公園をいう。
- (4) 総合公園 主として市民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園をいう。
- (5) 運動公園 主として市民の運動の用に供することを目的とする公園をいう。
- (6) 風致公園 主として風致の享受の用に供することを目的とする公園をいう。
- (7) 植物公園 植物園等特殊な利用に供される公園をいう。
- (8) 歴史公園 史跡、名所、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園をいう。
- (9) 墓園 良好な景観の享受又は市民の休息、遊戯等の場として供される墓地を含んだ公園をいう。
- (10) 緑道 市街地等における都市生活の快適性の確保等を図ることを目的として設けられる植樹帯、歩行者路及び自転車路を主体とする緑地をいう。
- (11) 緑地 主として自然的環境の保全及び改善並びに都市景観の向上を図るために設けられる緑地をいう。

2 公園の名称及び所在地は、別表第1に掲げるとおりとする。

(市民一人当たりの公園の敷地面積の標準)

第2条の2 市民一人当たりの公園等の敷地面積の標準は、20平方メートル以上とする。

(公園の配置及び規模の基準)

第2条の3 公園を設置する場合においては、それぞれの特質に応じて公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するように考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

- (1) 街区公園 街区内に居住する市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。
- (2) 近隣公園 近隣に居住する市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。
- (3) 地区公園 徒歩圏域内に居住する市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。
- (4) 総合公園 市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、おおむね10ヘクタール以上を標準とする。
- (5) 運動公園 市民が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、おおむね15ヘクタール以上を標準とする。
- (6) 風致公園、植物公園、歴史公園、墓園、緑道及び緑地 それぞれの設置目的に応じて公園としての機能を十分発揮できるように配置する。

(公園施設の設置基準)

第2条の4 一の公園に公園施設として設けられる建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいう。)の建築面積の総計は、当該公園の敷地面積の100分の2を超えてはならない。ただし、規則で定める場合においては、規則で定める範囲内でこれを超えることができる。

(特定公園施設の移動等円滑化基準)

第2条の5 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第13条第1項に規定する移動等円滑化のために必要な特定公園施設(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号。以下「令」という。)第3条各号に掲げる施設をいう。以下

同じ。)の設置に関する基準は、[別表第1の2](#)に掲げるとおりとする。

(西大寺緑花公園緑の図書室)

第2条の6 西大寺緑花公園に体験学習を促進するため、緑の図書室を設置する。

2 [この条例](#)に定めのあるもののほか、緑の図書室の管理に関し必要な事項については、規則で定める。

(指定管理者による管理等)

第3条 公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものについては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、市長が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

- (1) 公園施設の維持管理に関する業務
- (2) 公園の使用及び許可に関する業務
- (3) その他公園の管理上市長が必要と認める業務

(指定管理者の指定)

第3条の2 公園の指定管理者の指定を受けようとするものは、事業計画書その他規則で定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請があつたときは、[次の各号](#)のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

- (1) その事業計画による公園の運営が住民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) その事業計画の内容が公園の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) その事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有するものであること。
- (4) その他市長が必要と認める事項

3 市長は、指定管理者の指定をしたとき、若しくはその指定を取り消したとき、又は管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を公告しなければならない。

4 市長は、指定管理者の指定の期間満了に伴い、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から[第1項](#)の規定による申請があつた場合において、[同項](#)に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、現指定管理者が当該公園の設置の目的を最も効果的に達成することができることと認められるときは、現指定管理者を指定管理者の候補者として選定することができる。

第3条の3 指定管理者は、指定が効力を有する間、次に掲げる市長の権限を指定管理者の名において行うものとする。ただし、地方自治法第244条の2第11項の規定により、管理の業務の全部又は一部の停止を命ぜられた期間における当該停止を命ぜられた業務に係るものを除く。

- (1) [第4条](#)の行為の許可に関すること([同条第1項第5号](#)に規定する行為の許可にあつては、あらかじめ市長との協議を経たものに限る。)
- (2) [第7条](#)の公園の利用の禁止又は制限に関すること。
- (3) [第8条](#)の有料公園施設の許可に関すること。
- (4) [第12条](#)の保証人に関すること。
- (5) [第16条の5](#)の監督処分([第4条](#)若しくは[第8条](#)の許可を取り消し、又はその効力を停止する処分に限る。)に関すること。

(事業報告書の作成及び提出)

第3条の4 指定管理者は、毎年度終了後速やかに、次の事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。年度の途中において指定を取り消されたときも、同様とする。

- (1) 公園の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 公園の利用に係る料金等収入の実績
- (3) 公園の管理に係る経費の収支状況
- (4) その他公園の管理上市長が必要と認める事項

(行為の制限)

第4条 公園において、[次の各号](#)に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 募金その他これに類する行為をすること。
- (2) 業として写真若しくは映画を撮影し、又は写真の撮影会若しくは映画会を行なうこと。
- (3) 物品販売、宣伝、興行その他これらに類する行為をすること。
- (4) 競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。

- (5) [別表第3](#)に掲げる公園において、広告物を表示すること。
- 2 [前項](#)の許可を受けようとする者は、[次の各号](#)に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 行為の目的
 - (2) 行為の内容
 - (3) 行為の期間
 - (4) 行為を行なう公園名及び場所又は施設
 - (5) [前各号](#)のほか市長の指示する事項
- 3 [第1項](#)の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、[第1項各号](#)に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、[第1項](#)又は[前項](#)の許可を与えることができる。この場合において、[第1項第5号](#)に掲げる行為(屋外広告物の表示に限る。)に係る許可に際しては、あらかじめ[岡山市景観条例\(平成19年市条例第68号\)第31条](#)に規定する岡山市景観審議会の議を経なければならない。
- 5 市長は、[第1項](#)又は[第3項](#)の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。(許可の特例)
- 第5条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、[前条第1項](#)又は[第3項](#)の許可を受けることを要しない。
- 2 [第8条第2項](#)又は[第3項](#)の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、[前条第1項](#)又は[第3項](#)の許可([同条第1項第4号](#)に係るものに限る。)を受けることを要しない。(行為の禁止)
- 第6条 公園においては、[次の各号](#)に掲げる行為をしてはならない。ただし、[第4条第1項](#)若しくは[第3項](#)、[第8条第2項](#)若しくは[第3項](#)、法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。
- (1) 公園を損傷し又は汚損すること。
 - (2) 竹木を伐採し若しくは損傷し又は植物を採取すること。
 - (3) 土地の形質を変更すること。
 - (4) 鳥獣類を捕獲し又は殺傷すること。
 - (5) はり紙若しくははり札をし又は広告を表示すること。
 - (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
 - (7) 指示された場所以外の場所へ車馬を乗り入れ又はとめおくこと。
 - (8) 公園をその用途外に使用すること。
 - (9) [前各号](#)のほか市長が別に規則で定める事項
- (利用の禁止又は制限)
- 第7条 市長は、公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、公園を保全し又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し又は制限することができる。(有料の公園施設)
- 第8条 市の管理する公園施設で有料で使用させるもの(以下「有料公園施設」という。)は、[別表第2](#)に掲げるとおりとする。
- 2 有料公園施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。
- 3 [前項](#)の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出して、その許可を受けなければならない。
- 4 市長は、有料公園施設の管理上必要な範囲内で[第2項](#)及び[第3項](#)の許可に条件を付することができる。
- 5 市長が別に定める利用券による利用者については、[第2項](#)の許可を受けたものとみなす。(公園施設の設置若しくは管理又は占用許可の申請書の記載事項)
- 第9条 法第5条第1項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 公園施設を設けようとするとき。
 - ア 種類及び数量
 - イ 設置の目的
 - ウ 設置の期間
 - エ 設置の公園名及びその場所
 - オ 構造

- カ 管理の方法
- キ 工事实施の方法
- ク 工事の着手及び完了の時期
- ケ 原状回復の方法
- コ 前各号のほか市長の指示する事項

(2) 公園施設を管理しようとするとき。

- ア 管理の目的
- イ 管理の期間
- ウ 管理しようとするものの属する公園名並びに種類及び数量
- エ 管理の方法
- オ [前各号](#)のほか市長の指示する事項

2 法第6条第2項に規定する条例で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 種類及び数量
- (2) 占用の目的
- (3) 占用の期間
- (4) 占用の公園名及びその場所
- (5) 構造
- (6) 管理の方法
- (7) 工事实施の方法
- (8) 工事の着手及び完了の時期
- (9) 原状回復の方法
- (10) [前各号](#)のほか市長の指示する事項
(許可を要しない軽易な変更)

第10条 法第6条第3項但書の規定による許可を要しない軽易な変更とは、公園の利用又は効用に影響を与えないもので、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替え
(添付書類)

第11条 公園施設の設置の許可を受けようとする者又は許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。公園の占用の許可及び許可事項の一部を変更しようとするときも同様とする。

(保証人)

第12条 市長は、公園管理上必要があると認めるときは、許可の際、保証人を立てさせることができる。

(使用料の額等)

第13条 [第4条第1項](#)、法第5条第1項及び法第6条第1項の規定により許可を受けた者は、[別表第4](#)に規定する使用料を納付しなければならない。

2 [第8条第2項](#)の許可を受けた者は、[別表第5](#)に規定する使用料を納付しなければならない。

3 [別表第6](#)に掲げる施設について、地方自治法第238条の4第7項の規定による使用の許可を受けた者は、[同表](#)に規定する使用料を納付しなければならない。

4 使用料は、前納とする。ただし、市長が納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の算定)

第14条 [別表第4](#)及び[別表第6](#)に規定する使用料が年単位で規定されている場合において、その許可期間が1年に満たないとき又は許可期間に1年未満の端数があるときは、当該端数については、月割で使用料を算定する。この場合において、1月未満の端数は、1月とみなす。

2 [前項](#)の場合のほか、[別表第4](#)及び[別表第6](#)に規定する許可期間若しくは許可面積が1単位に満たないとき、又は許可期間若しくは許可面積に1単位未満の端数があるときは、その端数期間又は端数面積を1単位にして使用料を算定する。

3 [前2項](#)の規定により算出した額が10円に満たないときは、その金額を切り捨て、又はその額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てて得た額(消費税法施行令(昭和63年政令第360号)第8条に規定する土地の使用期間が1月に満たない場合及び駐車場その他の施設の使用に伴って土地が使用される場合については、その額に100分の108を乗じ、1円未満の端数を切り捨てて得た額)とする。

(使用料の還付)

第15条 既納の使用料は、還付しない。ただし、[次の各号](#)の一に該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者又は占有者が、不可抗力により使用又は占有できなかつたとき。
- (2) 市の都合により使用又は占有の許可を取り消したとき。
- (3) 使用者又は占有者が、使用又は占有の期日の3日前までに使用又は占有の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めたとき。

(使用料の減免)

第16条 市長は、特別の事由があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(利用料金等)

第16条の2 [第3条](#)により指定管理者による管理の行われている公園について、[第4条第1項](#)又は[第8条第2項](#)の許可を受けた者は、指定管理者に対し、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、[別表第4](#)及び[別表第5](#)に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の収入)

第16条の3 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させる。

(指定管理者の指定の取消し等があつた場合における使用料の取扱い)

第16条の4 利用者は、指定管理者の指定が取り消されたとき、又は管理の業務の停止を命じられたときは、[第16条の2第2項](#)の規定に定められた額をその使用料として市に納付しなければならない。

(監督処分)

第16条の5 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する者に対して、[この条例](#)の規定によつてした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。

- (1) [この条例](#)若しくは[この条例](#)に基づく規則又は[この条例](#)の規定に基づく処分に違反している者
 - (2) [この条例](#)の規定による許可に付した条件に違反している者
 - (3) 偽りその他不正な手段により、[この条例](#)の規定による許可を受けた者
- 2 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合においては、[この条例](#)の規定による許可を受けた者に対し、[前項](#)に規定する処分をし、又は当該行為により生ずべき損害を予防するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- (1) 公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
 - (2) 公園の保存又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合
 - (3) [前2号](#)に掲げる場合のほか、公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第16条の6 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の設置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) [前3号](#)に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示の方法)

第16条の7 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) [前条各号](#)に掲げる事項を、保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) [前号](#)の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、[同号](#)の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者等の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を[岡山市公告式条例\(昭和25年市条例第60号\)第2条](#)に規定する掲示場に掲載すること。
- 2 市長は、規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、[前項第1号](#)の規定による掲示に代えることができる。

(工作物等の価額の評価の方法)

第16条の8 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この

場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第16条の9 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却については、規則で定めるところによるものとする。

(工作物等を返還する場合の手続)

第16条の10 市長は、保管した工作物等を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類を提示させる等の方法によつてその者がその工作物等の返還を受けるべき工作物等の所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(届出)

第17条 **次の各号**のいずれかに該当する場合においては、当該行為をした者は、すみやかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者(以下「許可を受けた者」という。))が、公園施設の設置又は公園の占有に関する工事を完了したとき。

(2) 許可を受けた者が公園施設の設置若しくは管理又は公園の占有を廃止したとき。

(3) 許可を受けた者が法第10条第1項の規定により公園を原状に回復したとき。

(4) 法第27条第1項又は第2項の規定により、必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第18条 **第4条**から**前条**までの規定は、法第33条第1項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(管理の委任)

第18条の2 **別表第2**第2項の表に掲げる公園の管理について必要な事項は、別に条例で定める。

(岡山ドームの命名権)

第18条の3 市長は、契約により、市以外の者に対し、岡山ドームに呼称を付けることができる権利を認めることができる。

(都市計画区域外の公園)

第19条 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第2項に規定する都市計画区域以外の区域に設ける公園として**別表第7**に掲げる公園を設置する。

2 **前項**に規定する公園の管理については、都市公園の例による。

(罰則)

第20条 **次の各号**のいずれかに該当する者に対しては、10,000円以下の過料を科する。

(1) **第4条第1項**又は**第3項(第18条)**においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して**第4条第1項各号**に掲げる行為をした者

(2) **第6条**の規定に違反して**同条各号**に掲げる行為をした者

第21条 偽りその他不正の手段により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料を科する。

第22条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、**前2条**の違反行為をしたときは、行為者を罰するのほか、その法人又は人に対して各**本条**の過料を科する。

(委任)

第23条 **この条例**の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 **この条例**は、公布の日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 公園使用条例(大正5年市条例第3号)は、廃止する。

岡山市運動場使用条例(昭和27年市条例第59号)は、廃止する。

(経過措置)

3 **この条例**施行の際、現に使用の許可を受けている者が、その許可にかかる使用をすることができるものとされている期間中は、その使用について**この条例**の規定による許可を受けたものとみなす。

(御津町及び灘崎町の編入に伴う経過措置)

- 4 [第13条第1項](#)の規定にかかわらず、御津町及び灘崎町の編入の日の前日において編入前の御津町及び編入前の灘崎町の区域内に設置されている公園([第2条](#)及び[第19条第1項](#)に規定する公園をいう。)の使用料については、当分の間、徴収しない。
- 5 御津町及び灘崎町の編入の日前に編入前の御津町公園設置条例(昭和54年御津町条例第39号)及び編入前の灘崎町公園条例(昭和56年灘崎町条例第23号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
(建部町及び瀬戸町の編入に伴う経過措置)
- 6 建部町及び瀬戸町の編入の日前に編入前の建部町自然家族旅行村たけへの森公園設置条例(平成17年建部町条例第29号)、建部町親水公園設置及び管理に関する条例(平成15年建部町条例第4号)、建部町花木類及びホテル保護育成に関する条例(昭和57年建部町条例第33号)及び瀬戸町都市公園条例(昭和48年瀬戸町条例第509号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
 - 附 則(昭和37年市条例第27号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和39年市条例第40号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和39年市条例第68号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和39年7月20日から適用する。
 - 附 則(昭和40年市条例第41号)抄
この条例は、公布の日から施行し、昭和40年9月20日から適用する。
 - 附 則(昭和41年市条例第48号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和42年市条例第45号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和42年市条例第51号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和43年市条例第36号)
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第19条に関する改正規定は、昭和43年9月1日から施行する。
 - 2 この条例施行の際、現に許可を受けている占用にかかる占用料の徴収については、なお従前の例による。
 - 附 則(昭和44年市条例第35号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和44年市条例第103号)抄
この条例は、公布の日から施行し、昭和44年7月20日から適用する。
 - 附 則(昭和45年市条例第11号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和45年市条例第38号)
この条例は、昭和45年10月20日から施行する。
 - 附 則(昭和46年市条例第101号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和47年市条例第28号)
この条例は、昭和47年7月20日から施行する。
 - 附 則(昭和48年市条例第34号)
この条例は、公布の日から施行する。ただし、有料公園施設としての鳥城公園駐車場に関する改正規定は昭和48年6月1日から施行する。
 - 附 則(昭和48年市条例第58号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和48年市条例第59号)
この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和48年市条例第76号)
この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月20日から適用する。
 - 附 則(昭和49年市条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年市条例第66号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年11月20日から適用する。

附 則(昭和50年市条例第81号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第3に関する改正規定は、昭和50年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、既に別表第3中公園を占用する場合にかかる使用料を前納している者は、この条例による改正前の使用料と改正後の使用料との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和51年市条例第23号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年市条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年市条例第79号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年市条例第16号)

この条例は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年市条例第42号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年市条例第67号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年市条例第14号)

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年市条例第34号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和53年市条例第56号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年市条例第17号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年市条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和55年市条例第20号)

この条例中別表第1にかかる改正規定は、昭和55年3月31日から施行し、別表3にかかる改正規定は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則(昭和56年市条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例施行の際、既に使用料を前納している者は、この条例による改正前の使用料と改正後の使用料との差額を納付しなければならない。

附 則(昭和56年市条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年市条例第38号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年7月20日から適用する。

附 則(昭和57年市条例第14号)

- 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 昭和57年3月31日までに使用を許可した者に係る使用料については、この条例による改正後の岡山市都市公園条例別表第3の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(昭和57年市条例第57号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参考 昭和57年市規則第66号で昭和57年11月21日から施行)

附 則(昭和57年市条例第61号)

この条例は、昭和57年11月20日から施行する。

附 則(昭和58年市条例第14号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。ただし、別表第4の2の改正規定及び同表に備考を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(昭和59年市条例第20号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年市条例第15号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年市条例第18号)

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和63年市条例第10号)

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年市条例第26号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成2年市条例第20号)

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成3年市条例第13号)

この条例は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成3年市条例第31号)

この条例は、平成3年8月1日から施行する。

附 則(平成4年市条例第21号)

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成4年市条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年市条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年市条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年市条例第48号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年市条例第12号)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

2 岡山市半田山植物園条例(昭和39年市条例第73号)は、廃止する。

附 則(平成7年市条例第30号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参考 平成7年市規則第96号で平成7年10月30日から施行)

附 則(平成8年市条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年市条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年市条例第55号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年市条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年市条例第61号)

この条例は、平成11年1月4日から施行する。

附 則(平成11年市条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年市条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年市条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年市条例第70号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。ただし、別表第4第5項の表の改正規定中浦安総合公園西地区駐車場の項に係る部分については、平成12年7月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第4は、平成12年4月1日以後使用申請があったものから適用する。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の別表第4第1項第1号の規定(六番川水の公園体育館の項の部分に限る。)及び同項第3号の規定(六番川水の公園体育館の使用に伴うものに限る。)は、平成13年4月1日以後の使用に係る許可申請から適用し、同日前の使用に係る許可申請については、なお従前の例による。

附 則(平成13年市条例第22号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成13年市条例第42号)抄

- 1 この条例は、平成13年7月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定中別表第1第3項の改正規定及び別表第2の改正規定は、平成13年8月8日から施行する。

附 則(平成13年市条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年市条例第15号)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条第3項の改正規定及び別表第5第1項第2号の表岡山市総合文化体育館弓道場の項の改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年市条例第53号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第5第2項に表を加える改正規定は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第5第1項第2号の備考の規定は、この条例の施行の日以後に許可するものについて適用する。

附 則(平成14年市条例第60号)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 岡山操車場跡地公園(仮称)については、同公園周辺の整備の目処が立った段階で正式名称を公募により決定するものとする。

附 則(平成15年市条例第8号)

- この条例は、平成15年4月1日から施行する。ただし、別表第5第6項の表の改正規定は、平成15年6月1日から施行する。

附 則(平成15年市条例第39号)

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附 則(平成15年市条例第55号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(参考 平成15年市規則第177号で平成16年1月4日から施行)

附 則(平成16年市条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年市条例第50号)

- 1 この条例は、平成17年3月22日から施行する。
- 2 アクションスポーツパーク条例(平成13年市条例第42号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
- 3 旧条例によってなされた処分、手続その他の行為のうち、この条例に相当規定のあるものについては、当該相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 4 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の第19条の規定によりその管理に関する事務を委託している公園については、地方自治法の一部を改正する法律(平成15年法律第81号)附則第2条に規定する日までの間は、なお従前の例による。
- 5 市長は、前項の規定によりなお従前の例によることとされた公園の管理に関する事務の受託者から第3条の2第1項の規定による申請があった場合において、同項に規定する書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、当該受託者が当該公園の設置の目的を最も効果的に達成することができると認められるときは、当該受託者を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則(平成18年市条例第13号)抄

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、別表第2第1項の表の改正規定(烏城公園の項に

係る部分に限る。)及び別表第5第8項の表烏城公園テニスコートの項を削る改正規定は、平成18年6月1日から施行する。

附 則(平成18年市条例第96号)

この条例は、平成19年1月22日から施行する。ただし、別表第1第1項の表の改正規定中「

内田第2公園

」を「

岡南町公園

」に改める部分及び同表に芳賀6号公園の項及び大倉公園の項を加える部分、別表第1第3項の表の改正規定中「

西祖宮池公園

」を「

御休宮池公園

」に改める部分並びに別表第5第2項第1号及び第2号の表の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年市条例第50号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年市条例第53号)

この条例は、平成20年9月22日から施行する。

附 則(平成20年市条例第105号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第13条第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市条例第16号)

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年市条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年市条例第74号)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定 平成22年3月22日

(2) 第2条の規定(次号に掲げる部分を除く。) 平成22年4月1日

(3) 第2条中第2条の次に1条を加える改正規定 規則で定める日

(4) 前3号に掲げる規定以外の規定 公布の日

2 第1条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正後の岡山市公園条例第8条の規定に基づく使用の許可その他なださきレークサイドパークの使用に関し必要な手続を行うことができる。

3 第2条の規定の施行の日前においても、同条の規定による改正後の岡山市公園条例第8条の規定に基づく使用の許可その他西大寺緑花公園の使用に関し必要な手続を行うことができる。

附 則(平成22年市条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年市条例第38号)

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年市条例第57号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年市条例第28号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、別表第5第1項第1号の表備考5、同表第7項第1号アの表備考4及び同号イの表備考2並びに同項第2号の表備考3並びに同表第8項の表備考3の改正規定は、平成24年7月9日から施行する。

附 則(平成24年市条例第102号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行する。

(1) 別表第1第1項の表に次のように加える規定(西長瀬北公園の項、西長瀬南公園の項及び北長瀬南公園の項を加える部分に限る。) 公布の日

(2) 別表第1第1項の表ひばり公園の項の改正規定 平成25年2月2日

附 則(平成25年市条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年市条例第71号)

1 この条例は、平成26年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、別表第1第1項の表に次のように加える改正規定及び同表第3項の表日応寺前公園の項の改正規定は、公布の日から施行する。

2 改正後の第14条の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、施行日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例による。

3 改正後の別表第5の規定は、施行日以後の使用に係る使用料等で、施行日以後に納付するものについて適用し、施行日前に納付するものについては、なお従前の例による。

附 則(平成26年市条例第141号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1第1項の表の改正規定中当新田芳泉公園の項、高島東公園の項及び当新田東公園の項に係る部分については、平成27年1月31日から施行する。

附 則(平成27年市条例第82号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成29年市条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第2第1項の表に次のように加える改正規定、別表第5第12項の表に次のように加える改正規定及び別表第7に次のように加える改正規定は、平成29年7月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

1 街区公園

名称	所在地
大供公園	岡山市北区鹿田町一丁目
野田屋町公園	岡山市北区野田屋町二丁目
下石井公園	岡山市北区幸町
下田町公園	岡山市北区中央町
上伊福西公園	岡山市北区津倉町一丁目
上伊福東公園	岡山市北区伊福町三丁目
上伊福北公園	岡山市北区伊福町三丁目
巖井東公園	岡山市北区昭和町
巖井西公園	岡山市北区富町二丁目
住吉町仲よし公園	岡山市中区住吉町一丁目
島田西公園	岡山市北区西島田町
島田東公園	岡山市北区中島田町二丁目
新屋敷公園	岡山市北区新屋敷町二丁目
大供第1公園	岡山市北区厚生町三丁目
大供第2公園	岡山市北区厚生町二丁目
桑田公園	岡山市北区東島田町二丁目
内田第1公園	岡山市北区清輝橋四丁目
岡南町公園	岡山市北区岡南町一丁目
あけぼの公園	岡山市南区あけぼの町
福島公園	岡山市南区福島二丁目
大元公園	岡山市北区東古松三丁目

奥田公園	岡山市北区奥田二丁目
南方公園	岡山市北区南方一丁目
南方北公園	岡山市北区南方一丁目
東田町公園	岡山市北区田町一丁目
清輝公園	岡山市北区新道
五軒屋公園	岡山市北区東古松南町
宮西公園	岡山市北区奥田西町
天神公園	岡山市北区奥田西町
さくら住座公園	岡山市中区さくら住座
並木町公園	岡山市南区並木町二丁目
東中山下公園	岡山市北区中山下一丁目
福島南公園	岡山市南区福吉町
八幡公園	岡山市中区八幡東町
福浜南公園	岡山市南区若葉町
新福三角公園	岡山市南区新福一丁目
大供西公園	岡山市北区野田一丁目
西中山下公園	岡山市北区蕃山町
水之手公園	岡山市北区内山下一丁目
春日町公園	岡山市北区春日町
大供第3公園	岡山市北区大供二丁目
国富第2公園	岡山市中区国富三丁目
国富東公園	岡山市中区国富一丁目
福浜東公園	岡山市南区福吉町
松浜公園	岡山市南区松浜町
東古松南町公園	岡山市北区富田
西古松西公園	岡山市北区西古松西町
野田公園	岡山市北区野田二丁目
大安寺公園	岡山市北区日吉町
高島南公園	岡山市中区高島二丁目
野崎公園	岡山市東区西幸西
弓之町公園	岡山市北区天神町
浜野中央公園	岡山市南区浜野四丁目
東古松南町第2公園	岡山市北区東古松
西古松南公園	岡山市北区西古松二丁目
西古松東公園	岡山市北区西古松一丁目
富町公園	岡山市北区富町二丁目
福富南公園	岡山市南区福富中一丁目
新保東公園	岡山市南区新保
西市公園	岡山市南区西市
築港新町東公園	岡山市南区築港新町一丁目
築港新町中央1号公園	岡山市南区築港新町二丁目
築港新町中央2号公園	岡山市南区築港新町二丁目
築港ひかり町第2公園	岡山市南区築港ひかり町

	岡山市南区築港緑町一丁目
築港緑町2号公園	岡山市南区築港緑町二丁目
みどり町公園	岡山市北区一宮
妹尾公園	岡山市南区箕島
豊成北公園	岡山市南区豊成二丁目
豊成南公園	岡山市南区豊成三丁目
上中野東公園	岡山市北区大元一丁目
野田北公園	岡山市北区野田五丁目
立川町公園	岡山市南区立川町
宮裏公園	岡山市北区岩井宮裏
浜野南公園	岡山市南区富浜町
新福公園	岡山市南区新福一丁目
青江西公園	岡山市北区青江五丁目
新保南公園	岡山市南区新保
西市京殿公園	岡山市南区西市
並木町2号公園	岡山市南区並木町二丁目
住吉公園	岡山市中区国富
一宮天神公園	岡山市北区大窪
牟佐公園	岡山市北区牟佐
青江東公園	岡山市北区青江四丁目
新保天神公園	岡山市南区新保
神下公園	岡山市中区神下
築港新町中央3号公園	岡山市南区築港新町二丁目
浜川原公園	岡山市中区浜一丁目
原尾島公園	岡山市中区原尾島四丁目
清遊公園	岡山市北区船頭町
十日市公園	岡山市北区十日市中町
築港ひかり町第1公園	岡山市南区築港ひかり町
西崎公園	岡山市北区西崎二丁目
網浜公園	岡山市中区網浜
三門公園	岡山市北区三門西町
青江北公園	岡山市北区青江三丁目
番神池公園	岡山市北区関西町
矢板公園	岡山市北区矢坂西町
大安寺東町公園	岡山市北区大安寺東町
高柳2号公園	岡山市北区高柳西町
西大寺中央公園	岡山市東区西大寺中一丁目
あかね公園	岡山市北区花尻あかね町
ききょう公園	岡山市北区花尻ききょう町
白石東新町公園	岡山市北区白石東新町
十日市西町公園	岡山市北区十日市西町
福島4丁目公園	岡山市南区福島四丁目
石井谷公園	岡山市北区岩井二丁目

	岡山市南区宮浦
佐山1号公園	岡山市北区佐山
佐山2号公園	岡山市北区佐山
佐山3号公園	岡山市北区佐山
浜公園	岡山市中区浜三丁目
玉田公園	岡山市北区大井
高雄公園	岡山市東区呂久郷
赤坂南新町公園	岡山市中区赤坂南新町
神田町公園	岡山市北区神田町一丁目
乙多見公園	岡山市中区神下
河本町公園	岡山市東区河本町
富田公園	岡山市北区富田
新保4号公園	岡山市南区新保
青江3号公園	岡山市北区青江一丁目
西市西公園	岡山市南区西市
新保北公園	岡山市南区新保
高柳1号公園	岡山市北区高柳西町
横井公園	岡山市北区田益
藤田錦南公園	岡山市南区藤田
福成1丁目公園	岡山市南区福成一丁目
新京橋3丁目公園	岡山市中区新京橋三丁目
半田町公園	岡山市北区半田町
内尾公園	岡山市南区内尾
芳賀佐山中央公園	岡山市北区芳賀
芳賀1号公園	岡山市北区芳賀
芳賀2号公園	岡山市北区芳賀
芳賀3号公園	岡山市北区芳賀
芳賀4号公園	岡山市北区芳賀
芳賀5号公園	岡山市北区芳賀
今岡公園	岡山市北区今岡
田又池公園	岡山市北区富原
桑野公園	岡山市中区桑野
君津公園	岡山市東区君津
吉宗公園	岡山市北区吉宗
箕島公園	岡山市南区箕島
平井三丁目公園	岡山市中区平井三丁目
築港栄町公園	岡山市南区築港栄町
藤田錦北公園	岡山市南区藤田
湊操南台公園	岡山市中区湊
津高桃園公園	岡山市北区富原
津高公園	岡山市北区津高
土田公園	岡山市中区土田
田中西公園	岡山市北区田中

	岡山市北区中仙道
中仙道東公園	岡山市北区今四丁目
辰巳南公園	岡山市北区辰巳
田中野田3号公園	岡山市北区田中
西古松南部公園	岡山市北区下中野
平井公園	岡山市中区平井
西大寺南公園	岡山市東区金岡東町一丁目
大多羅公園	岡山市東区大多羅町
西大寺松崎公園	岡山市東区西大寺松崎
原尾島第1公園	岡山市中区原尾島
原尾島第2公園	岡山市中区原尾島
城東台西一丁目公園	岡山市東区城東台西一丁目
城東台西三丁目公園	岡山市東区城東台西三丁目
城東台東一丁目公園	岡山市東区城東台東一丁目
城東台東二丁目第1公園	岡山市東区城東台東二丁目
城東台東二丁目第2公園	岡山市東区城東台東二丁目
城東台南一丁目公園	岡山市東区城東台南一丁目
城東台南二丁目公園	岡山市東区城東台南二丁目
中仙道公園	岡山市北区中仙道一丁目
今村公園	岡山市北区今六丁目
田中北公園	岡山市北区田中
辰巳西公園	岡山市北区田中
平田東公園	岡山市北区平田
平田公園	岡山市北区平田
野田3丁目公園	岡山市北区野田三丁目
野田4丁目公園	岡山市北区野田四丁目
今1丁目公園	岡山市北区今一丁目
今2丁目公園	岡山市北区今二丁目
今5丁目公園	岡山市北区今五丁目
上中野1丁目公園	岡山市北区上中野一丁目
田中野田1号公園	岡山市北区田中
田中野田2号公園	岡山市北区田中
下中野野崎公園	岡山市北区下中野
大元東公園	岡山市北区西古松
上中野2丁目公園	岡山市北区上中野二丁目
下中野本町公園	岡山市北区下中野
津島公園	岡山市北区津島西坂二丁目
古都南方公園	岡山市東区古都南方
北方公園	岡山市北区北方四丁目
津高台1号公園	岡山市北区津高台一丁目
津高台2号公園	岡山市北区津高台一丁目
津高台3号公園	岡山市北区津高台二丁目
東畦1号公園	岡山市南区東畦

	岡山市南区東畦
津高白壁池公園	岡山市北区横井上
万成東町公園	岡山市北区万成東町
津島西公園	岡山市北区津島西坂一丁目
ひばり公園	岡山市南区泉田四丁目
高屋公園	岡山市中区高屋
江並公園	岡山市中区江並
庭瀬北公園	岡山市北区庭瀬
今3丁目公園	岡山市北区今三丁目
目黒町公園	岡山市東区目黒町
福泊公園	岡山市中区福泊
当新田西公園	岡山市南区万倍
平野1号公園	岡山市北区平野
平野2号公園	岡山市北区平野
竜之口車塚公園	岡山市中区四御神
野殿公園	岡山市北区野殿西町
みどり町中央公園	岡山市北区一宮
城東台西三丁目第2公園	岡山市東区城東台西三丁目
当新田中公園	岡山市南区泉田
当新田芳泉公園	岡山市南区芳泉二丁目
面室東公園	岡山市北区三和
面室北公園	岡山市北区三和
下中野西浦公園	岡山市北区下中野
西市本村公園	岡山市南区西市
高島東公園	岡山市中区中井一丁目
大福公園	岡山市南区大福
浦安太刀洗公園	岡山市南区浦安南町
田中南公園	岡山市北区田中
辰巳公園	岡山市北区辰巳
平井四丁目公園	岡山市中区平井四丁目
福富東みなみ公園	岡山市南区福浜西町
竜之口スポーツ広場第2公園	岡山市中区雄町
足守冠山公園	岡山市北区下足守
伊島栄ヶ崎公園	岡山市北区伊島町三丁目
新築港公園	岡山市中区新築港
関公園	岡山市中区関
高島第2公園	岡山市中区高島一丁目
当新田西第2公園	岡山市南区当新田
当新田東公園	岡山市南区芳泉一丁目
東中島公園	岡山市中区東中島
福島下町公園	岡山市南区福島四丁目
ハイライフ山崎公園	岡山市中区山崎
邑久郷公園	岡山市東区邑久郷

	岡山市東区西大寺上一丁目
九幡公園	岡山市東区九幡
久保東公園	岡山市東区久保
西大寺北公園	岡山市東区西大寺北
宿毛隆勝崎公園	岡山市東区宿毛
正義公園	岡山市東区正義
大多羅丸池公園	岡山市東区大多羅町
目黒町第2公園	岡山市東区目黒町
今岡第2公園	岡山市北区今岡
尾上中石公園	岡山市北区尾上
平野3号公園	岡山市北区平野
古新田公園	岡山市南区古新田
富原公園	岡山市北区富原
富原大岩公園	岡山市北区富原
富吉公園	岡山市北区富吉
西菅野公園	岡山市北区菅野
松崎公園	岡山市北区富原
横井マスカット公園	岡山市北区横井上
曾根公園	岡山市南区曾根
一日市公園	岡山市東区一日市
南古都公園	岡山市東区南古都
南古都第2公園	岡山市東区南古都
中尾台第1公園	岡山市東区中尾
中尾台第2公園	岡山市東区中尾
妹尾上寺公園	岡山市南区妹尾
妹尾和田公園	岡山市南区妹尾
中尾公園	岡山市東区中尾
下中野木村中央公園	岡山市南区下中野
下中野木村北公園	岡山市南区下中野
川張街区公園	岡山市南区川張
七区街区公園	岡山市南区北七区
西植松街区公園	岡山市南区植松
みどりヶ丘公園	岡山市南区西高崎
西紅陽台第1公園	岡山市南区西紅陽台一丁目
西紅陽台第2公園	岡山市南区西紅陽台一丁目
西紅陽台第3公園	岡山市南区西紅陽台二丁目
西紅陽台近隣公園	岡山市南区西紅陽台三丁目
レックタウン南公園	岡山市南区彦崎
足守山下公園	岡山市北区足守
新保観音堂公園	岡山市南区新保
西長瀬若沼公園	岡山市北区北長瀬表町三丁目
芳賀6号公園	岡山市北区芳賀
大倉公園	岡山市北区万成東町

	岡山市東区瀬戸町下
万富公園	岡山市東区瀬戸町万富
瀬戸旭ヶ丘中央公園	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘二丁目
瀬戸旭ヶ丘南公園	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘一丁目
瀬戸二日市公園	岡山市東区瀬戸町二日市
瀬戸公園	岡山市東区瀬戸町瀬戸
山根公園	岡山市東区瀬戸町瀬戸
万富西公園	岡山市東区瀬戸町万富
万富エバーグリーン公園	岡山市東区瀬戸町万富
瀬戸沖西公園	岡山市東区瀬戸町沖
多田原公園	岡山市東区瀬戸町万富
白石西公園	岡山市北区白石
津寺前池公園	岡山市北区津寺
鉄公園	岡山市東区鉄
植松公園	岡山市南区植松
西高崎公園	岡山市南区西高崎
中仙道中公園	岡山市北区中仙道二丁目
大野辻第1公園	岡山市北区北長瀬表町二丁目
大野辻第2公園	岡山市北区北長瀬表町二丁目
穢くすのき公園	岡山市中区穢東町二丁目
平井三丁目ふれあい公園	岡山市中区平井三丁目
おまちアクアガーデン	岡山市中区雄町
田益下池公園	岡山市北区田益
千町川河川公園	岡山市東区長沼
山上公園	岡山市北区上高田
上道丸山公園	岡山市東区南古都
御成川河川公園	岡山市中区古京町， 中区小橋町一丁目， 中区中納言町地先
藤田あさひ公園	岡山市南区藤田
藤田錦スポーツ広場公園	岡山市南区藤田
日近ホタル公園	岡山市北区日近
谷尻奥池公園	岡山市東区谷尻
興除スポーツ広場公園	岡山市南区中畦
津島スポーツ広場公園	岡山市北区津島本町
西長瀬北公園	岡山市北区西長瀬
西長瀬南公園	岡山市北区西長瀬
北長瀬南公園	岡山市北区北長瀬表町三丁目
南輝ふれあい公園	岡山市南区南輝三丁目
高島新屋敷公園	岡山市中区高島新屋敷
大供本町西公園	岡山市北区大供本町
福富西公園	岡山市南区福富西一丁目

2 近隣公園

名称	所在地
福浜北公園	岡山市南区福浜町
高島公園	岡山市中区八幡東町
三野公園	岡山市北区三野本町
京山公園	岡山市北区谷万成一丁目，北区伊島町三丁目，北区京山二丁目
青江公園	岡山市南区青江六丁目
二日市公園	岡山市北区旭町，北区二日市町
撫川公園	岡山市北区中撫川
大元中央公園	岡山市北区大元上町
塚山公園	岡山市北区大内田
桜ヶ丘公園	岡山市中区平井二丁目
御南公園	岡山市北区今八丁目
郡公園	岡山市南区郡
国際児童年記念公園こどもの森	岡山市北区学南町二丁目，北区学南町三丁目
瀬戸町江尻レストパーク	岡山市東区瀬戸町江尻
日近花木園	岡山市北区日近
田益上池公園	岡山市北区田益
池の内湖畔公園	岡山市中区湊
高松ヘルシーパーク	岡山市北区高松田中
牟佐スポーツ広場公園	岡山市北区牟佐
小串スポーツ広場公園	岡山市南区小串
桑野スポーツ広場公園	岡山市中区桑野
財田スポーツ広場公園	岡山市中区長岡
二日市スポーツ広場公園	岡山市北区二日市町
竜之口スポーツ広場公園	岡山市中区土田，中区雄町
藤田都スポーツ広場公園	岡山市南区藤田
藤田都六区スポーツ広場公園	岡山市南区藤田
御休宮池公園	岡山市東区西祖，東区浦間
真星星の村公園	岡山市北区真星
福谷河川公園	岡山市北区福谷
福谷スポーツ広場公園	岡山市北区東山内

3 地区公園

名称	所在地
東山公園	岡山市中区東山一丁目，中区御成町
奥市公園	岡山市中区奥市
当新田公園	岡山市南区当新田
向州公園	岡山市東区向州
上道公園	岡山市東区竹原
西大寺一宮公園	岡山市東区西大寺一宮
近水公園	岡山市北区足守
犬島公園	岡山市東区犬島

日応寺寺前公園	岡山市北区日応寺
松ヶ鼻ファミリーパーク	岡山市北区高松田中
浅越スポーツパーク	岡山市東区浅越
日応寺自然の森公園	岡山市北区日応寺
くさかべ大池公園	岡山市東区草ヶ部
なださきレークサイドパーク	岡山市南区北七区地内
西大寺緑花公園	岡山市東区西大寺南一丁目

4 総合公園

名称	所在地
浦安総合公園	岡山市南区浦安南町，南区浦安西町
六番川水の公園	岡山市東区升田
岡山操車場跡地公園(仮称)	岡山市北区北長瀬表町一丁目，北区野田四丁目
灘崎町総合公園	岡山市南区片岡
瀬戸町総合運動公園	岡山市東区瀬戸町南方

5 運動公園

名称	所在地
神崎山公園	岡山市東区神崎町
山田グリーンパーク	岡山市南区山田

6 風致公園

名称	所在地
操山公園	岡山市中区奥市，中区門田文化町三丁目，中区湊，中区円山，中区福泊，中区海吉，中区沢田，中区今谷
幣立山公園	岡山市中区門田文化町一丁目
笠井山公園	岡山市北区畑鮎
芥子山公園	岡山市東区広谷，東区目黒町，東区西大寺松崎，東区西庄
貝殻山市民憩いの森公園	岡山市南区小串，南区阿津

7 植物公園

名称	所在地
半田山植物園	岡山市北区法界院

8 歴史公園

名称	所在地
烏城公園	岡山市北区丸の内二丁目
高松城址公園	岡山市北区高松
撫川城址公園	岡山市北区撫川
高松城水攻め史跡公園	岡山市北区立田

9 墓園

名称	所在地
笠井山墓園	岡山市北区畑鮎

10 緑道

名称	所在地
西川緑道公園	岡山市北区南方二丁目～北区中央町
妹尾緑道公園	岡山市南区妹尾
枝川緑道公園	岡山市北区南中央町, 北区京町, 北区清輝橋一丁目, 北区大供一丁目, 北区春日町, 北区大学町
浦安西町緑道	岡山市南区浦安西町
臨港グリーンアベニュー	岡山市北区大元駅前, 南区下中野, 南区新保, 南区泉田
浦安本町緑道	岡山市南区浦安本町
浦安緑道公園	岡山市南区浦安本町, 南区浦安南町
彦崎駅南緑道公園	岡山市南区彦崎
瀬戸旭ヶ丘緑道	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘三丁目

11 緑地

名称	所在地
旭川第1緑地	岡山市中区東中島町, 中区西中島町地先
吉井川第1緑地	岡山市東区西大寺射越～東区西大寺川口河川敷
浜野緑地	岡山市南区富浜町, 南区洲崎一丁目
十一番川緑地	岡山市南区築港栄町, 南区あけぼの町, 南区築港新町一丁目
高島緑地	岡山市中区高島二丁目
旭川第2緑地	岡山市中区古京町一丁目～中区西川原地先河川敷
旭川福島緑地	岡山市南区福島一丁目～南区福島二丁目地先河川敷
旭川平井緑地	岡山市中区平井地先河川敷
旭川平井第2緑地	岡山市中区平井地先河川敷
百間川緑地	岡山市中区竹田地先～中区沖元河川敷, 中区海吉
旭川桜橋一丁目緑地	岡山市中区桜橋一丁目地先河川敷
西大寺南緑地	岡山市東区西大寺南二丁目
藤田緑地	岡山市南区藤田
平野緑地	岡山市北区平野
操陽南山緑地	岡山市中区湊, 中区門田本町
芳賀佐山緑地	岡山市北区芳賀
横井第1緑地	岡山市北区横井上
大内田緑地	岡山市北区大内田
石関緑地	岡山市北区石関町
旭川緑地	岡山市北区内山下一丁目, 北区内山下二丁目, 北区京橋町
妹尾駅前緑地	岡山市南区東畦
吉井川西大寺浜緑地	岡山市東区西大寺浜地先河川敷
芳賀富吉緑地	岡山市北区芳賀, 北区富吉

神崎緑地	岡山市東区神崎町
吉井川上道緑地	岡山市東区一日市, 東区寺山地先河川敷
面室緑地	岡山市北区三和
旭川小橋町一丁目緑地	岡山市中区小橋町一丁目地先
旭川下の原緑地	岡山市北区中原
宮浦東川緑地	岡山市南区宮浦
倉敷川稔橋緑地	岡山市南区西畦地先河川敷
笹ヶ瀬川錦第1緑地	岡山市南区藤田地先河川敷
笹ヶ瀬川錦第2緑地	岡山市南区藤田地先河川敷
笹ヶ瀬川錦第3緑地	岡山市南区藤田地先河川敷
丙川緑地	岡山市南区藤田
足守川緑地	岡山市北区足守地先河川敷
足守中村橋緑地	岡山市北区下足守地先河川敷
平野第2緑地	岡山市北区延友地先河川敷
旭川大原緑地	岡山市北区玉柏地先
祇園緑地	岡山市中区祇園
旭川牟佐旭緑地	岡山市北区牟佐地先
千町川乙子緑地	岡山市東区乙子
足守川高松中村橋緑地	岡山市北区新庄上地先河川敷
足守川福崎緑地	岡山市北区福崎地先河川敷
笹ヶ瀬川古新田緑地	岡山市南区古新田地先河川敷
大井緑地	岡山市北区大井地先河川敷
旭川桃太郎緑地	岡山市北区後楽園地先河川敷
旭川御幸緑地	岡山市中区御幸町地先河川敷
旭川烏城公園緑地	岡山市北区丸の内二丁目, 北区石関町
旭川竹田緑地	岡山市中区竹田地先
旭川平井第3緑地	岡山市中区平井六丁目地先河川敷
吉井川河本緑地	岡山市東区西大寺東三丁目, 東区河本町, 東区久保地先
郡団地緑地	岡山市南区郡
豊緑地	岡山市東区西大寺新地, 東区西大寺川口, 東区西大寺五明, 東区西大寺浜
百間川米田第1緑地	岡山市中区米田地先
百間川米田第2緑地	岡山市中区米田地先
百間川神下緑地	岡山市中区神下地先
百間川海吉福吉緑地	岡山市中区海吉地先
百間川沖元緑地	岡山市中区沖元地先
西辛川緑地	岡山市北区西辛川地先河川敷
古新田福田緑地	岡山市南区古新田
小丸山緑地	岡山市北区辛川市場
旭川第3緑地	岡山市北区原, 北区玉柏
旭川第4緑地	岡山市北区玉柏
頭高山緑地	岡山市中区土田
玉柏裏山緑地	岡山市北区玉柏

吉備津名越山緑地	岡山市北区吉備津
芳賀福谷緑地	岡山市北区芳賀
ふれあいの森	岡山市南区川張
香りの並木路	岡山市南区西高崎
原緑地	岡山市北区原
瀬戸駅前広場 瀬戸吉井川緑地	岡山市東区瀬戸町下 岡山市東区瀬戸町大内, 東区瀬戸町弓削
瀬戸旭ヶ丘緑地	岡山市東区瀬戸町旭ヶ丘二丁目

別表第1の2(第2条の5関係)

特定公園施設の名称	移動等円滑化基準
1 園路及び広場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する園路及び広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 出入口の幅のうち1以上は、300センチメートル以上とすること。その他は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ウ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>エ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ カに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>カ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)を併設すること。</p> <p>(2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>エ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>オ 4パーセント以上の縦断勾配の区間の長さが50メートルを超える場合は、50メートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の水平な部分を設けること。</p> <p>カ 縁石を切り下げる場合は、切り下げ部分の幅及びすりつけ勾配は、それぞれ120センチメートル以上8パーセント以下とし、かつ、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>キ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>ク 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>ケ 園路を横断する排水溝を設ける場合には、当該排水溝には、つえ、車椅子のキャスター等が落ち込みにく</p>

	<p>い構造の溝蓋を設けること。</p> <p>(3) 階段(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。</p> <p>エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>オ 踏面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>カ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。</p> <p>キ 段鼻は、踏面と明度、色相又は彩度の差を大きくすること。</p> <p>ク 階段の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>ケ 高低差が300センチメートルを超える場合は、高低差300センチメートル以内ごとに踏幅40センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>コ 段の上端及び下端に接する園路及び踊場の部分には、令第11条第2号に規定する点状ブロック等(以下「点状ブロック等」という。)を敷設すること。</p> <p>(4) 階段を設ける場合は、傾斜路を併設しなければならない。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。</p> <p>(5) 傾斜路(階段又は段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ 縦断勾配は、8パーセント以下とし、横断勾配は、設けないこと。</p> <p>ウ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>エ 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。</p> <p>オ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>カ 傾斜路の両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>キ 傾斜路の上端及び下端に近接する園路及びその踊場の部分に、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの(以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。)その他的高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) 2の項から7の項までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ1以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第2条第2項の主要な公園施設に接続していること。</p>
2 屋根付広場	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障

	<p>害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ ウに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(2) 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p>
3 休憩所及び管理事務所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の項第2号から第6号までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同号中「休憩所を設ける場合は、そのうち1以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。</p>
4 野外劇場及び野外音楽堂	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、1の項第1号の基準に適合するものであること。</p> <p>イ 出入口とウの車椅子使用者用観覧スペース及びエの便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を80センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p>

	<p>(エ) 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。</p> <p>(オ) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>(カ) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(キ) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>ウ 当該野外劇場の収容定員が200以下の場合には当該収容定員に50分の1を乗じて得た数以上、収容定員が200を超える場合は当該収容定員に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(以下「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。</p> <p>エ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、6の項第2号から第6号までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(2) 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は90センチメートル以上であり、奥行きは120センチメートル以上であること。</p> <p>イ 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。</p> <p>ウ 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 前2号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。</p>
5 駐車場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち1以上に、当該駐車場の全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、全駐車台数が200を超える場合は当該駐車台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(以下「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。</p> <p>(2) 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 幅は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。</p> <p>ウ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる1の項第1号に定める構造の出入口から車椅子使用者用駐車施設に至る当該駐車施設内の通路は、1の項第2号に定める構造とし、1の項第1号に定める構造の出入口から距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>エ 床面は、水平とすること。</p>
6 便所	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>イ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。</p> <p>ウ イの規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、</p>

	<p>障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち1以上は、前号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。</p> <p>ア 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。</p> <p>イ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。</p> <p>(3) 前号アの便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) (ウ)に掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>(ウ) 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。</p> <p>(エ) 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>(オ) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>a 幅は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>b 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。</p> <p>イ 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。</p> <p>(4) 第2号アの便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。</p> <p>イ 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。</p> <p>ウ 腰掛便座及び手すりが設けられていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>(5) 第3号ア(ア)及び(オ)並びにイの規定は、前号の便房について準用する。</p> <p>(6) 第3号ア(ア)から(ウ)まで及び(オ)並びにイ並びに第4号イからエまでの規定は、第2号イの便所について準用する。この場合において、第4号イ中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。</p>
7 水飲場及び手洗場	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。</p> <p>(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。</p>
8 掲示板及び標識	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する掲示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>ア 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。</p> <p>イ 当該掲示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。</p> <p>ウ 高齢者、障害者等が見やすく、かつ、理解しやすい高さ、文字の大きさ、色合い等のものとする。</p> <p>(2) 前号の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。</p> <p>(3) 視覚障害者に配慮した案内の設備を設ける場合においては、必要に応じて音声により知らせる装置、視覚障害者誘導用ブロック等を敷設すること。</p> <p>(4) 特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、</p>

そのうち1以上は、1の項の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

別表第2(第8条関係)

1

有料公園施設の属する公園の名称	施設の種類
奥市公園	補助野球場
	野球場
	相撲場
浦安総合公園	岡山市総合文化体育館
	野球場
	テニスコート
	駐車場
	東地区管理棟
	西地区管理棟
鳥城公園	駐車場
当新田公園	サッカー場
二日市公園	テニスコート
向州公園	補助野球場
	テニスコート
上道公園	野球場
半田山植物園	植物園
	駐車場
山田グリーンパーク	野球場
	テニスコート
	サッカー場兼ソフトボール場
神崎山公園	競技場
犬島公園	犬島キャンプ場
六番川水の公園	体育館
	テニスコート
	多目的広場
操山公園	里山センター
岡山操車場跡地公園(仮称)	岡山ドーム
百間川緑地	軟式野球場(積川原橋上流右岸・沢田橋下流左岸)
	ソフトボール場(積川原橋上流右岸)
	テニスコート(積川原橋下流右岸・沢田橋下流左岸・米田橋上流左岸)
	サッカー・ラグビー場(百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸)
	サッカー場(百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸)
灘崎町総合公園	多目的広場

	フットサルコート
	テニスコート
瀬戸町総合運動公園	体育館
	野球場
	多目的グラウンド
	テニスコート
	野外ステージ
瀬戸町江尻レストパーク	管理棟
	多目的広場
	屋根付広場
たけべの森公園	自然家族旅行村
	キャンプ場
	BMXコース
	かぶとむしどーむ
	レジャープール
	パターゴルフコース
	ディスクゴルフコース
なださきレークサイドパーク	多目的広場
西大寺緑花公園	体験学習施設百花プラザ
健康みつ21公園	多目的広場

2

有料公園施設の属する公園の名称	施設の種類
浅越スポーツパーク	パークゴルフ場
日応寺自然の森公園	多目的広場
	テニス広場
	パターゴルフ広場
牟佐スポーツ広場公園	テニスコート
	多目的広場
小串スポーツ広場公園	テニスコート
	多目的広場
桑野スポーツ広場公園	多目的広場
財田スポーツ広場公園	サッカー場
	多目的広場
興除スポーツ広場公園	テニスコート
福谷スポーツ広場公園	スポーツ広場
津島スポーツ広場公園	スポーツ広場

別表第3(第4条関係)

名称
岡山操車場跡地公園(仮称)
半田山植物園
浦安総合公園

六番川水の公園
たけべの森公園

別表第4(第13条, 第14条, 第16条の2関係)

1 法第5条第1項の規定により公園施設を設け又は管理する場合

種別	単位	金額
売店, 食堂又はこれに類する施設	1平方メートル1月につき	360円
その他の施設	1平方メートル1年につき	300円

2 法第6条第1項の規定により公園を占有する場合(第3項に掲げる行為を行うために工作物その他の物件又は施設を設けて占有する場合を含む。)

岡山市道路占用料徴収条例(昭和28年市条例第25号)別表に規定する額

3 第4条に掲げる行為をする場合

種類	単位	金額
業として映画を撮影するもの	1日につき	7,500円
業として写真を撮影するもの	1人1月につき	600円
物品販売, 宣伝, 興行その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	42円
競技会, 集会, 展示会, 博覧会その他これらに類するもの	1平方メートル1日につき	5円
広告物の表示	日, 月, 年等をもって別に定める単位	市場価格を基に別に定める額

別表第5(第13条, 第16条の2関係)

1 体育館使用料(瀬戸町総合運動公園体育館を除く。)

(1) 専用して使用する場合

種別	単位	開館から正午まで		午後1時から午後5時まで		午後6時から午後9時まで		開館から午後9時まで		
		平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	平日	土曜日 日曜日 休日 休館日	
岡山市 総合文化 体育館	第一競技場	A	8,743円	10,492円	11,829円	14,194円	15,017円	18,102円	35,589円	42,788円
		B	43,715円	52,457円	59,142円	70,972円	75,085円	90,103円	177,942円	213,532円
		C	131,143円	157,372円	177,428円	212,914円	225,257円	270,308円	533,828円	640,594円
	第二競技場	A	4,423円	5,349円	5,965円	7,200円	7,509円	9,051円	17,897円	21,600円
		B	21,908円	26,331円	29,623円	35,589円	37,542円	45,052円	89,073円	106,972円
		C	65,622円	78,789円	88,766円	106,560円	112,628円	135,154円	267,016円	320,503円
	柔道場		1,852円	2,263円	2,880円	3,498円	3,703円	4,526円	8,435円	10,287円
	剣道場		1,852円	2,263円	2,880円	3,498円	3,703円	4,526円	8,435円	10,287円

		円	円	円	円	円	円	円	円	
弓道場		1,234 円	1,543 円	1,852 円	2,263 円	2,468 円	2,982 円	5,554 円	6,788円	
六番川 水の公 園体 育館	競技場	A	6,172 円	7,406 円	8,332 円	10,08 0円	10,59 4円	12,75 4円	25,09 8円	30,240円
		B	30,85 7円	37,02 8円	41,65 7円	49,98 8円	52,97 1円	63,56 6円	125,4 85円	150,582円
		C	92,57 2円	111,0 86円	124,9 72円	149,9 66円	158,9 14円	190,6 97円	376,4 58円	451,749円

備考

- A, B及びCの区分は、次のとおりとする。
 - アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以下の者による催物
 - A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの
 - A及びB以外の催物
- 休日とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 単位の時間帯以外の時間における使用料の金額は、1時間につき次の各号に掲げる時間について、当該各号に掲げる金額とする。
 - 開館前 1時間につき開館から正午までの使用料の金額の3分の1の金額
 - 正午から午後1時まで 1時間につき午後1時から午後5時までの使用料の金額の4分の1の金額
 - 午後5時から午後6時まで及び午後9時後 1時間につき午後6時から午後9時までの使用料の金額の3分の1の金額
- 岡山市総合文化体育館第1競技場又は六番川水の公園体育館競技場を2分の1, 3分の1又は4分の1に限って使用する場合の使用料の金額は、本表に規定する金額(3に規定する金額を含む。)のそれぞれ2分の1, 3分の1又は4分の1の金額とする。
- 市民(本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。)以外の者が使用する場合には、本表に規定する金額(3及び4に規定する金額を含む。)の100分の50に相当する金額を加算する。
- 入場料金を領収する催物のために専用して使用する場合は、当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。)につき、1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た金額を加算する。
- 特別の設備等に要する費用は、使用する者の負担とする。
- 会場の準備若しくは取付けのために専用して使用する場合、又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料については、本表のA欄の金額とする。
- 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。ただし、5の場合にあつては、使用料の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
 - 共用して使用する場合

種別		単位	金額
岡山市総合文化体育館柔道場	高校生以下の者	1回につき	124円
		1月につき	740円
		3月につき	1,481円
	一般	1回につき	247円
		1月につき	1,481円
		3月につき	2,962円
岡山市総合文化体育館剣道場	高校生以下の者	1回につき	124円
		1月につき	740円
		3月につき	1,481円

	一般	1回につき	247円
		1月につき	1,481円
		3月につき	2,962円
岡山市総合文化体育館弓道場	高校生以下の者	1時間につき	42円
		1月につき	740円
		3月につき	1,481円
	一般	1時間につき	83円
		1月につき	1,481円
		3月につき	2,962円
	夜間照明	1時間1灯につき	21円
岡山市総合文化体育館トレーニング室	高校生以下の者	1時間につき	42円
	一般	1時間につき	83円

備考

- 1 回数は、開館から正午まで又は午後1時から午後5時までをそれぞれ1回として計算する。
- 2 月単位で使用を許可する場合において、その期間内の一部の日に限り使用を認める条件を付したときは、使用を認めた日の日数に応じて使用料を日割計算するものとする。ただし、算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。
- (3) 設備等を使用する場合

種別		単位	金額
会議室		1室1時間につき	247円
放送設備		1式1回につき	2,468円
組立ステージ		1式1回につき	4,937円
舞台用諸設備		1式1回につき	9,874円
ピアノ		1台1回につき	2,468円
バレーボールマット		1式1回につき	18,514円
バドミントンマット		1式1回につき	3,703円
電光得点標示板		1組1回につき	1,234円
長机		1脚1回につき	124円
いす(折り畳み式を除く。)		1脚1回につき	21円
電力料	電灯	1灯1時間につき	21円
	備え付けの設備以外の使用	1時間につき	2,057円
冷房料	岡山市総合文化体育館第1競技場	1時間につき	20,571円
	岡山市総合文化体育館第2競技場	1時間につき	5,142円
	会議室	1室1時間につき	103円
暖房料	岡山市総合文化体育館第1競技場	1時間につき	14,400円
	岡山市総合文化体育館第2競技場	1時間につき	3,600円
	会議室	1室1時間につき	72円

備考

- 1 回数は、開館から正午まで、午後1時から午後5時まで、午後6時から午後9時までをそれぞれ1回とする。
- 2 電力料は、岡山市総合文化体育館第1競技場及び第2競技場並びに六番川水の公園体育館競技場での使用に限る。
- 3 複数の者が岡山市総合文化体育館第1競技場を同一時間に使用する場合は、冷房料及び暖房料

は、当該使用者で按分する。ただし、算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

2 半田山植物園使用料

(1) 個人

種別	単位	金額
大人	1人1回につき	308円
小人	1人1回につき	124円

(2) 団体

種別	単位	金額
30人以上の団体	大人	1人1回につき 247円
	小人	1人1回につき 103円
責任者が引率する30人以上の市内の小学校、中学校又は高等学校の児童又は生徒の団体	大人	1人1回につき 216円
	小人	1人1回につき 83円

備考

この表において、「大人」とは15歳以上の者をいい、「小人」とは、6歳以上15歳未満の者をいう。

(3) その他

種別	単位	金額
入園パス(1年)	大人	1人につき 1,852円
	小人	1人につき 740円

(4) 研修室等の使用料

種別	単位	金額
研修室	第1研修室	1時間につき 247円
	第2研修室	1時間につき 360円
休憩所	1時間につき	813円

3 犬島キャンプ場使用料

種別	単位	金額
宿泊利用	1サイト1泊につき	1,020円
一時利用	1サイト1回につき	410円

4 操山公園里山センター使用料

種別	単位	冷暖房を使用しない場合	冷暖房を使用する場合
会議室	1時間につき	206円	308円
多目的ホール	1時間につき	617円	926円

5 岡山ドーム使用料

(1) 専用して使用する場合

単位	開館から正午まで		正午から午後5時まで		午後5時から午後9時まで		開館から午後9時まで	
種別	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日	平日	土曜日 日曜日

		休日 休館日		休日 休館日		休日 休館日		休日 休館日	
球 技 場	A	9,870円	12,340円	16,450円	20,570円	23,040円	26,330円	41,140円	50,190円
	B	49,370円	61,710円	82,280円	102,850円	115,200円	141,530円	209,000円	250,970円
	C	152,220円	185,140円	255,080円	308,570円	352,180円	424,590円	627,840円	753,730円

備考

- 1 A、B及びCの区分は、次のとおりとする。
 - A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以下の者による催物
 - B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの
 - C A及びB以外の催物
- 2 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 3 単位の時間帯の1時間における使用料の金額は、本表に規定する金額を1時間あたりに換算した金額とする。
- 4 単位の時間帯以外の時間における使用料の金額は、1時間につき次の各号に掲げる時間について、当該各号に掲げる金額とする。
 - (1) 午前5時から開館まで1時間につき開館から正午までの使用料の金額の3分の1の金額
 - (2) 午後9時から午前5時まで1時間につき午後5時から午後9時までの使用料の金額の4分の1の金額
- 5 球技場を次の各号に掲げる施設として使用する場合の使用料の金額は、当該各号に定める金額とする。
 - (1) テニスコート1面当たり本表に規定する金額(第3項及び第4項の額を含む。以下本項及び次項において同じ。)の8分の1に相当する額
 - (2) フットサルコート1面当たり本表に規定する金額の4分の1に相当する額
- 6 前項に掲げる場合のほか、球技場を区分使用する場合の使用料の金額は、本表に規定する金額に使用する面積の割合を乗じて得た金額とする。
- 7 入場料金を徴収する催物のために専用して使用する場合は、当該催物1回(同様な内容構成の催物が時間を区切って数度にわたり行われる場合は、その1度を1回とする。)につき、1人当たりの入場料金の最高額に100を乗じて得た金額を加算する。
- 8 特別の設備等に要する費用は、使用する者の負担とする。
- 9 会場の準備若しくは片付けのために専用して使用する場合、又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料については、本表のA欄の金額とする。
- 10 算出した使用料の10円未満の端数は、切り上げるものとする。
 - (2) 設備等を使用する場合

種別		単位	使用料
会議室		1室1時間につき	240円
放送設備		1式1回につき	2,460円
長机		1脚1回につき	120円
いす		1脚1回につき	20円
電力料	電灯1/8使用	1時間につき	510円
	電灯1/4使用	1時間につき	1,020円
	電灯1/2使用	1時間につき	2,050円
	電灯全面使用	1時間につき	4,110円
	備付けの設備以外の使用	岡山ドーム内	1時間につき
	岡山ドーム外	1時間につき	510円

(3) 見学科

1人1回につき150円とする。ただし、市民又は使用目的の場合の下見は、無料とする。

6 百間川緑地使用料

種別	区分			単位	金額	
軟式野球場(積川原橋上流右岸・沢田橋下流左岸)	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前8時30分～正午		2,211円	
			(2) 正午～午後5時		2,911円	
			(3) 午前8時30分～午後5時		4,423円	
		時間帯によらない使用	1時間につき	813円		
ソフトボール場(積川原橋上流右岸)	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前8時30分～正午		1,131円	
			(2) 正午～午後5時		1,697円	
			(3) 午前8時30分～午後5時		2,273円	
		時間帯によらない使用	1時間につき	349円		
テニスコート(積川原橋下流右岸)	一般使用			1面2時間につき	576円	
	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前8時30分～正午	1面につき	906円	
			(2) 正午～午後5時	同	1,358円	
			(3) 午前8時30分～午後5時	同	1,697円	
時間帯によらない使用	1面1時間につき	349円				
テニスコート(沢田橋下流左岸)	高校生以下の者			1面1時間につき	319円	
	その他のもの			同	432円	
テニスコート(米田橋上流左岸)	高校生以下の者			1面1時間につき	216円	
	その他のもの			同	288円	
サッカー・ラグビー場(百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸)	左岸	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前8時30分～正午		2,777円
				(2) 正午～午後5時		4,114円
				(3) 午前8時30分～午後5時		5,451円
			時間帯によらない使用	1時間につき	1,029円	
	練習使用			1チーム1時間につき	977円	
	右岸	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前8時30分～正午		1,502円
				(2) 正午～午後5時		2,366円
				(3) 午前8時30分～午後5時		3,127円
			時間帯によらない使用	1時間につき	597円	
	練習使用			1チーム1時間につき	545円	
サッカー場(百間川橋下流右岸・沢田橋下流左岸)	左岸	専用使用	時間帯による使用	(1) 午前8時30分～正午		2,777円
				(2) 正午～午後5時		4,114円

			(3) 午前8時30分 ～午後5時		5,451円
			時間帯によらない使用	1時間につき	1,029円
		練習使用		1チーム1時間につき	977円
右岸	専用使用	時間帯による 使用	(1) 午前8時30分 ～正午		977円
			(2) 正午～午後5 時		1,502円
			(3) 午前8時30分 ～午後5時		1,934円
			時間帯によらない使用	1時間につき	381円
			練習使用	1チーム1時間につき	340円

備考

- 土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。)に専用する場合は、使用料の額の100分の20に相当する額を加算して得た額とする。ただし、100分の20に相当する額の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
 - 金額を2時間又は1時間について定めている場合において、使用時間が2時間未満若しくは1時間未満であるとき又は使用時間に時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間を2時間又は1時間として利用料金の額を計算する。
 - 時間帯による使用をしている場合で使用する時間帯後の時間帯に延長し使用するときは、それぞれの使用した時間帯の利用料金の区分を適用する。
- 7 瀬戸町総合運動公園使用料
- (1) 体育館
- ア アリーナ・会議室・研修室を使用する場合

区分				単位	金額	
メインアリーナ	全面使用	アマチュアスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない場合	1時間 につき	1,234円	
			入場料を徴収する場合		12,343円	
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合	入場料を徴収しない 場合		平日	1,852円
					土・日・休日	2,468円
			入場料を徴収する 場合		平日	18,514円
					土・日・休日	24,686円
	部分使用	床面積の2分の1を超え3分の2以下を使用			全面使用の3分の2の額	
		床面積の3分の1を超え2分の1以下を使用			全面使用の2分の1の額	
		床面積の3分の1以下を使用			全面使用の3分の1の額	
		バドミントンコート1面又は卓球台1台につき			103円	
サブアリーナ	全面使用	アマチュアスポーツに使用する 場合		411円		
		アマチュアスポーツ以外に使用する 場合		822円		
	部分使用	床面積の2分の1以下を使用		全面使用の2分の1の額		
		卓球台1台につき		103円		
会議室				206円		
研修室				103円		

備考

- 65歳以上及び高校生以下の者が、メインアリーナ、サブアリーナを使用する場合の使用料は、

この表に規定する金額の2分の1の額とする。

2 休日とは、国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。

3 1時間未満の使用料は、次のとおりとする。

(1) 30分未満の場合 1時間の使用料の2分の1に相当する額

(2) 30分以上1時間未満の場合 1時間の使用料

4 市民(本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。ただし、市内在勤者及び在学者は同様の扱いとする。)以外の者が使用する場合には、この表に規定する金額(前項に規定する金額を含む。)をさらに加算する。

5 「バドミントンコート1面又は卓球台1台につき」の区分の適用は、床面積の3分の1以下を使用する場合に限る。ただし、その使用料の額が全面使用の3分の1の額を超える場合は全面使用の3分の1の額とする。

6 特別の設備等に要する費用は、使用する者の負担とする。

7 会場の準備若しくは取付けのために専用して使用する場合又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料についてもこの表の金額とする。

8 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

イ 設備等を使用する場合

区分		単位		金額
照明設備	メインアリーナ	全面使用	1時間につき	1,852円
		床面積の2分の1を超え3分の2以下を使用		1,234円
		床面積の3分の1を超え2分の1以下を使用		926円
		床面積の3分の1以下を使用		617円
		バドミントンコート1面又は卓球台1台につき		154円
	サブアリーナ	全面使用		411円
		床面積の2分の1以下を使用		206円
		卓球台1台につき		103円
トレーニング機器		1人1月につき	308円	
		1人1回につき	103円	
冷暖房設備	会議室	1時間につき	103円	
	研修室	1時間につき	103円	
放送設備		1回につき	515円	
長机		1脚1回につき	21円	
いす		1脚1回につき	10円	
フローシート		1枚1回につき	51円	

備考

1 1時間未満の使用料は、次のとおりとする。

(1) 30分未満の場合 1時間の使用料の2分の1に相当する額

(2) 30分以上1時間未満の場合 1時間の使用料

2 市民(本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。ただし、市内在勤者及び在学者は同様の扱いとする。)以外の者が使用する場合には、この表に規定する金額(前項に規定する金額を含む。)をさらに加算する。

3 「バドミントンコート1面又は卓球台1台につき」の区分の適用は、床面積の3分の1以下を使用の場合に限る。ただし、その照明設備使用料の額が全面使用の3分の1の額を超える場合は全面使用の3分の1の額とする。

4 長机又はいすをアマチュアスポーツ又は会議室若しくは研修室で使用する場合の使用料は、無料とする。

5 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

(2) 体育館以外の有料公園施設を使用する場合

施設名	単位	使用料	夜間照明料
野球場	1時間につき	1,645円	4,114円
多目的グラウンド	0.5面1時間につき	515円	2,571円
テニスコート	1面1時間につき	206円	411円
野外ステージ	1時間につき(入場料を徴収する場合に限る。)	2,057円	—

備考

- 1 65歳以上及び高校生以下の者が使用する場合の使用料は、この表に規定する金額の2分の1の額とする。
 - 2 1時間未満の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 30分未満の場合 1時間の使用料の2分の1に相当する額
 - (2) 30分以上1時間未満の場合 1時間の使用料
 - 3 市民(本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。ただし、市内在勤者及び在学者は同様の扱いとする。)以外の者が使用する場合には、この表に規定する金額(前項に規定する金額を含む。)をさらに加算する。
 - 4 会場の準備若しくは取付けのために専用して使用する場合又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料についてもこの表の金額とする。
 - 5 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。
- 8 瀬戸町江尻レストパーク使用料

種別	単位	金額
研修室	1時間につき	103円
研修室冷暖房料	1時間につき	103円
多目的広場	1時間につき	515円
ラインパウダー	10キログラムにつき	3,086円
多目的広場夜間照明	1時間につき	2,057円
屋根付広場夜間照明	1時間につき	411円

備考

- 1 65歳以上及び高校生以下の者が使用する場合の研修室使用料は、この表に規定する金額の2分の1の額とする。
 - 2 1時間未満の使用料は、次のとおりとする。
 - (1) 30分未満の場合 1時間の使用料の2分の1に相当する額
 - (2) 30分以上1時間未満の場合 1時間の使用料
 - 3 市民(本市の区域内に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者又は団体で本市の区域内に事務所を有するものをいう。ただし、市内在勤者及び在学者は同様の扱いとする。)以外の者が使用する場合には、この表に規定する金額(前項に規定する金額を含む。)をさらに加算する。
 - 4 会場の準備若しくは取付けのために専用して使用する場合又は専用して使用する時間帯の前若しくは後において特別の設備若しくは物品を存置することにより専用して使用する場合の使用料についてもこの表の金額とする。
 - 5 長机又はいすをアマチュアスポーツ又は研修室で使用する場合の使用料は、無料とする。
 - 6 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。
- 9 たけべの森公園使用料
- (1) 個人

区分	単位	金額
大人	1人1日につき	308円
小人	1人1日につき	206円

(2) 団体

区分	単位	金額
責任者が引率する20人以上の団体	大人	1人1日につき 278円
	小人	1人1日につき 185円

(3) 有料施設の使用料

施設名称・区分			単位	金額
キャンプ場	一時利用	個人	大人	1人1回につき 432円
			小人	1人1回につき 329円
		団体	大人	1人1回につき 329円
			小人	1人1回につき 216円
	宿泊利用			1サイト1泊につき 2,571円
BMXコース(附属器具を含む。)			1人1時間につき	545円
かぶとむしどーむ			1人1日につき	308円
レジャープール	大人		1人1日につき	1,296円
	小人		1人1日につき	864円
	幼児		1人1日につき	432円
パターゴルフコース(附属器具を含む。)			1人9ホールにつき	545円
ディスクゴルフコース(附属器具を含む。)			1人9ホールにつき	329円

備考

- この表において、「幼児」とは3歳以上小学生未満の者をいい、「小人」とは小学生及び中学生をいい、「大人」とはそれら以外の15歳以上の者をいう。
 - レジャープールを午後3時から閉園まで使用する場合は、この表に規定するレジャープールの使用料の2分の1に相当する額とする。
 - 責任者が引率する20人以上の団体がこの表に掲げる有料施設(キャンプ場を除く。)を使用する場合(前項に規定する場合を除く。)は、この表に規定する使用料から1割に相当する額を減じた額とする。ただし、1割に相当する額の1円未満の端数は、切り捨てるものとする。
 - この表において「団体」とは、責任者が引率する20人以上の団体をいう。
- 10 なたさきレークサイドパーク多目的広場使用料

(1) 団体使用の場合

施設名	区分	午前	午後	全日
東広場	平日	4,690円	6,264円	9,391円
	土曜日、日曜日又は休日	6,264円	7,827円	12,528円
中央広場	平日	23,904円	31,876円	47,819円
	土曜日、日曜日又は休日	31,876円	39,847円	63,762円
西広場	平日	3,785円	5,051円	7,581円
	土曜日、日曜日又は休日	5,051円	6,315円	10,101円

全部	平日	32,400円	43,200円	64,800円
	土曜日、日曜日又は休日	43,200円	54,000円	86,400円

備考 「団体」とは10人以上のものをいう。

(2) 個人使用の場合

施設名	区分	平日	土曜日、日曜日又は休日
東広場	1時間につき	308円	463円
中央広場	1時間につき	1,584円	2,386円
西広場	1時間につき	247円	370円
全部	1時間につき	2,160円	3,240円

11 西大寺緑花公園体験学習施設百花プラザ使用料

(1) 多目的ホール

ア 専用して使用する場合(1時間当たり)

区分	基本使用料
A	1,440円
B	4,114円
C	8,229円

イ 部分的に使用する場合

多目的ホールを2分の1以下又は4分の1以下に限って使用する場合の基本使用料は、この表に規定する基本使用料のそれぞれ2分の1又は4分の1とする。

備考

1 A、B及びCの区分は次のとおりとする。

- A アマチュア団体(スポーツ及び文化団体に限る。)又は大学生以下の者による催物
- B A以外の催物で営利又は宣伝を目的としないもの
- C A及びB以外の催物

2 使用料の割増し

- (1) 使用者が入場料等を徴収する場合
次の区分により基本使用料に加算して徴収する。
入場料等の最高額が、3,000円以下の場合 基本使用料の50%
入場料等の最高額が、3,000円を超える場合 基本使用料の100%
- (2) 開館時間外に使用する場合
基本使用料の50%とする。
- (3) 冷暖房設備を使用する場合
基本使用料の50%とする。
- (4) 音響・照明設備を使用する場合
ミキサー室において常時操作等が必要となる場合は、基本使用料の50%とする。

3 算出した使用料の1円未満の端数は、切り上げるものとする。

(2) 研修室(1時間当たり)

室名	基本使用料
研修室1	617円
研修室2	617円
実習室	617円
美術工芸室	617円
実技室	617円

みどりの相談室	617円
控室1	206円
控室2	206円
会議室	411円
ふれあいルーム	617円
和室1	206円
和室2	411円
ホワイエ	617円
談話ホール	411円

備考

1 冷暖房料

控室1, 控室2, 和室1及び和室2 1時間当たり 51円

上記以外の室 1時間当たり 103円

2 控室1及び控室2については、多目的ホール使用と同時に使用する場合は、使用料を徴収しない。

3 ホワイエ及び談話ホールについては、専用して使用する場合に限る。

12 その他の有料公園施設の使用料

種別		単位	金額
奥市公園野球場	専用使用	1日につき	6,176円
	その他の使用	1時間につき	772円
	夜間照明	1時間につき	3,086円
浦安総合公園野球場	専用使用	1日につき	6,176円
	その他の使用	1時間につき	772円
奥市公園補助野球場	専用使用	1面1日につき	2,464円
	その他の使用	1面1時間につき	308円
	夜間照明	1面1時間につき	2,057円
向州公園補助野球場	専用使用	1日につき	2,464円
	その他の使用	1時間につき	308円
	夜間照明	1時間につき	2,057円
上道公園野球場	専用使用	1面1日につき	2,464円
	その他の使用	1面1時間につき	308円
	夜間照明	1面1時間につき	1,543円
六番川水の公園多目的広場		1面1時間につき	308円
		1面1日につき	2,464円
山田グリーンパーク野球場	専用使用	1日につき	6,176円
	その他の使用	1時間につき	772円
奥市公園相撲場		1時間につき	206円
浦安総合公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	411円
	その他の者	1面1時間につき	545円
	夜間照明	1面1時間につき	411円
	管理棟会議室	全面使用1時間につき	535円
		1/2面使用1時間につき	308円

		1/4面使用1時間につき	154円	
	会議室冷暖房料	1時間につき	103円	
二日市公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
	その他の者	1面1時間につき	206円	
	夜間照明	1面1時間につき	411円	
向州公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
	その他の者	1面1時間につき	206円	
	夜間照明	1面1時間につき	411円	
山田グリーンパークテニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	308円	
	その他の者	1面1時間につき	411円	
六番川水の公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	124円	
	その他の者	1面1時間につき	206円	
当新田公園サッカー場	専用使用	午前	2,468円	
		午後	3,086円	
		全日	4,937円	
	その他の使用	1時間につき	772円	
	夜間照明	1時間につき	2,057円	
山田グリーンパークサッカー場兼ソフトボール場	専用使用	1日につき	2,464円	
	その他の使用	1時間につき	308円	
神崎山公園競技場	専用使用	午前	5,142円	
		午後	7,714円	
		全日	10,285円	
	インフィールドのみ	1時間につき	1,543円	
	個人使用	高校生以下の者	2時間につき	72円
		その他の者	2時間につき	103円
灘崎町総合公園多目的広場	専用使用	午前	5,142円	
		午後	7,714円	
		全日	10,285円	
	インフィールドのみ	1時間につき	1,543円	
	個人使用	高校生以下の者	2時間につき	72円
		その他の者	2時間につき	103円
	夜間照明	1時間につき	2,057円	
灘崎町総合公園フットサルコート	専用使用	1面1時間につき	1,029円	
	夜間照明	1面1時間につき	411円	
灘崎町総合公園テニスコート	高校生以下の者	1面1時間につき	308円	
	その他の者	1面1時間につき	411円	
	夜間照明	1面1時間につき	411円	
烏城公園駐車場	普通自動車	1台につき	最初の1時間まで310円, 以後30分につき100円	

	大型乗用自動車	1台1回につき	822円
半田山植物園駐車場	普通自動車	1台1回につき	310円
	大型乗用自動車	1台1回につき	822円
浦安総合公園駐車場	普通自動車	1台につき	最初の2時間まで無料, 以後1時間につき100円
	大型乗用自動車	1台につき	最初の2時間まで無料, 以後1回につき510円
スコアボード	電気設備を含むとき。	1回につき	1,029円
	電気設備を含まないとき。	1回につき	411円
浦安総合公園東地区管理棟	研修室	1時間につき	288円
浦安総合公園西地区管理棟	研修室	1時間につき	802円
	研修室冷暖房料	1時間につき	103円
健康みつ21公園多目的広場	専用使用	1日につき	2,464円
	その他の使用	1時間につき	308円

備考

- 1 「普通自動車」とは、道路交通法(昭和35年法律第105号)第3条に定める普通自動車をいう。
- 2 「大型乗用自動車」とは、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第2条に定める大型自動車のうち専ら人を運搬するものをいう。
- 3 駐車場の使用が2日以上となる場合の使用料は、1日につき1回として算定するものとする。
- 4 「インフィールド」とは、競走路に囲まれた部分の内部をいう。
- 5 鳥城公園駐車場について、岡山城との共通利用に係るものについては、別途定める額とする。

別表第6(第13条、第14条関係)

種別	単位	金額
売店、食堂又はこれに類する公園施設	1平方メートル1月につき	360円
その他の公園施設	1平方メートル1年につき	300円
公園施設以外の施設	岡山市道路占用料徴収条例(昭和28年市条例第25号)別表 に規定する額	

備考 この表において「公園施設」とは、法第2条第2項に規定する施設のことをいう。

別表第7(第19条関係)

名称	所在地
富谷緑地	岡山市北区御津宇垣
御津工業団地奥池緑地	岡山市北区御津宇垣
御津工業団地菅緑地	岡山市北区御津高津
御津工業団地尾瀬井緑地	岡山市北区御津高津
伊田運動公園	岡山市北区御津伊田
野々口河川敷グラウンド	岡山市北区御津野々口
たけべの森公園	岡山市北区建部町田地子
建部町親水公園	岡山市北区建部町建部上
虫名池ふれあい広場	岡山市北区御津野々口
健康みつ21公園	岡山市北区御津伊田